

調布都市計画道路3・4・16号線基本計画（案）に対するパブリックコメント
及び市民説明会並びに都市計画道路に関する講演会の実施結果

(1) パブリックコメント募集方法

- ①広報こまえ（平成29年5月15日号）への掲載
- ②狛江市ホームページ上への掲載
- ③まちづくり推進課窓口での閲覧

(2) パブリックコメント提出方法

- ①まちづくり推進課への書面による提出
- ②郵便による送付
- ③ファクシミリによる送信
- ④電子メール、狛江市ホームページ専用フォームによる送信

(3) 受付期間

平成29年5月15日（月）午前8時30分から
平成29年6月13日（火）午後5時まで

(4) 提出できる者の範囲

- ①狛江市内に住所を有する者
- ②狛江市内に事務所又は事業所を有する者
- ③狛江市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④狛江市内に存する学校に在学する者

(5) パブリックコメント提出数

提出者数 3人
意見等件数 7件

(6) 市民説明会及び講演会の開催結果（24日（水）は市民説明会のみ）

日時	場所	参加者
平成29年5月20日（土） 午前10時から	狛江市役所防災センター 4階会議室	参加者43人
平成29年5月24日（水） 午後7時から	狛江市役所防災センター 4階会議室	参加者15人

パブリックコメント期間中の意見

番号	内容	回答
1	<p>岩戸北区間を優先的に整備する考え方については理解できるが、現状、二の橋交差点は歩行者・自転車・車が混在し非常に危険であり、その危険性を低減させることも優先度の高い課題であることから、二の橋交差点南側の一部も同時に整備することが必要である。</p>	<p>二の橋交差点南側付近については、交通環境の改善に十分配慮した工程となるよう検討していきます。</p>
2	<p>私たちの住居は、3・4・16号線の予定地から数メートルの場所にあり、用地買収の対象ではないが、都市計画道路が完成し生活環境（騒音、空気、人の流れ、安全面等）が著しく悪化することが予想される。用地買収の対象ではない場合も何か補償はあるのか。</p>	<p>土地の売買が伴わない場合は、補償はございません。都市計画道路が完成することで、交通環境や防災面の向上に寄与できると考えます。</p>
3	<p>道路が完成し生活環境が著しく悪化することにより引越を決断した場合は保障はあるのか。</p>	<p>土地の売買が伴わない場合は、補償はございません。</p>
4	<p>現在、住居のある地区は第一種低層住居専用地域だが、この規模の道路が通ることにより、例えば商業が可能になるなど、用途地域が変わることになるのか。</p>	<p>基本計画（案）50ページにお示ししているとおり、今後、良好な環境を保護するために適切な用途地域を、地元の方のご意見も参考にし、検討していきたいと考えております。</p>
5	<p>説明会では、岩戸北地区から工事を始めることが推奨されていたが、岩戸南地区の中ではどこから工事が行われるのか。</p>	<p>詳細は未定ですが、既存道路の交差点部の改善や、東京都施行の3・4・2号線（水道道路）との連携を踏まえ、土地の売買の状況等にあわせて検討していきたいと考えております。</p>
6	<p>電研前通りの安全のための道路拡幅は必要。既に整備されている所は柵で覆われていて何も使われないままになっているので、安全対策のためにも早く歩道として開放してほしい。また、その制度（法律名、条文内容）について、教えてほしい。</p>	<p>全面を供用開始することが困難であるという制度はございません。現在は、車両の乗入れや歩道を連続して整備できない等の状況にあり、安全を考慮し、必要最小限の範囲で開放しています。</p>
7	<p>小田急線高架下から世田谷通りまでの道路について、地元住民のみなさんの理解を得ながら、負担が最小限になるようにして進めるのは当然のことで、なにより大事なのは安全対策だと思う。道路の車道幅と歩道幅の設定、車の制限速度など、住民のみなさんの意見をしっかり取り入れた、市民協働事業としての道路整備にしてほしい。</p>	<p>道路の交通安全対策や構造については、警視庁や東京都と協議をしながら社会状況や交通状況等を踏まえ検討したいと考えております。</p>

平成29年5月20日（土）説明会での質問及び回答

番号	内容	回答
1	3・4・16号線は、3路線なのか。	「3・4・16号」という名称の1つの都市計画道路です。3は道路の区分で幹線街路、4は規模で幅員16m～22mの道路幅員、16は調布と狛江での都市計画で決定された道路の順番を示しています。基本計画（案）2ページで3・4・16号線全線を示しています。
2	検討地区をどのように決めたか、考えを教えてください。	検討地区は、町丁目並びに地形地物等を考慮し示しています。都市計画道路の整備による影響のある範囲として、用途地域の変更や木造住宅密集地域の解消等を検討することを示しており、基本計画（案）においてはあくまでも想定として示しているものです。
3	検討地区において、将来は都市計画道路の整備だけでなく、地区のまちづくりを行うということか。	道路整備に伴って想定される地区の課題を一例として示しています。地区のまちづくりには地域の皆様と協働して検討していきたいと考えています。
4	3・4・16号線は調布市も通っているのか。	調布市内は通っておらず、狛江市内だけとなっています。基本計画（案）2ページで3・4・16号線全線を示しています。
5	27ページの岩戸南区間（その2）（建物用途等）の凡例には「事務所建築物」があるが、これはどのようなものか。また、紫色に塗られたものは何か。	事務所として判定した建物のことです。なお、岩戸南区間（その2）（建物用途等）においては該当の建物はございません。紫色に塗られている部分は、建物ではなく道路で、都市計画道路と鋭角に接続することになる生活道路を示しています。
6	基本計画（案）についての詳細な説明はないのか。	今回の説明会は、基本計画（案）の内容について、その概要をスライドにてご説明させていただいたものです。
7	3・4・16号線が3・4・2号線（水道道路）に接続する部分はどこか。	3・4・16号線が3・4・2号線（水道道路）に接続する部分は、京王ストアとみずほ幼稚園の中間の辺りです。
8	パワーポイント資料11ページにあるとおり、都市計画道路の影響を受ける建物数は約100戸とのことだが、パブリックコメントを実施する等にあたり、すべての建物所有者に説明会等の情報を周知することはしないのか。	説明会についても広報誌やホームページの他に、市内掲示板への掲示も行っております。他に、3・4・16号線の周辺の住宅に説明会の案内を配布しております。

番号	内容	回答
9	ポスティングの範囲を教えてください。	検討区域のすべてではありませんが、基本計画（案）に示している区間の3・4・16号線から概ね20m程度の範囲の区域にかかる建物については職員が直接全戸配布しております。
10	今回の説明会のあとに道路を整備していくのか。住民との話し合いをもっとするべきではないか。	基本計画（案）43ページに具体的なスケジュールを示しております。事業認可を取得した後は、事業概要及び測量の説明会や用地に関する説明会を実施し、皆様の個別の状況を把握いたします。この基本計画（案）の説明は、事業認可を取得する前の段階から狛江市におけるこの道路に関する整備の考え方をできるだけ多くの皆様にご理解いただくために行ったもので、今後も事業概要説明会や事業説明会等、皆様への説明会を実施する予定です。
11	個別に相談する場合、担当課はどこか。	狛江市都市建設部まちづくり推進課へお問合せいただければ、個別に回答いたします。
12	チラシがわかりにくい。将来立ち退きの対象となる建物についてはチラシに記載する等、詳細に説明を記載したものにするべき。	今回は事業化する前に狛江市の考えをお示しするものです。物件が都市計画施設の区域内にあるどうか、お問合せいただければ個別に説明いたします。
13	整備にどれくらいの期間を要するのか。	基本計画（案）43ページにスケジュールを示しております。岩戸北区間については平成32年度、岩戸南区間については平成37年度を目途に事業認可を取得し、それぞれ事業認可を取得した年を含め7年程度で事業を実施する予定です。
14	都市計画道路の区域内に住んでいる。老朽化した家を建て替えたい。どうすればよいか。	事業認可を取得した区域については建替えができなくなります。岩戸北区間については平成32年度、岩戸南区間については平成37年度を目途に事業認可を取得する予定です。その前に建替えした場合でも移転補償の対象となります。その他、住宅の耐震改修等に関する助成制度もあります。建替えた方がいいか否かについて具体的にお答えできませんが、ご相談の対応をいたしますので狛江市にご相談のうえで判断いただければと思います。
15	家や土地を購入する際に、都市計画施設の区域内となっているかを不動産会社は説明しなければならないと聞いたが本当か。	重要事項として、書面にて説明する義務がございます。

平成29年5月24日（水）説明会での質問及び回答

番号	内容	回答
1	第四次事業化計画において優先整備路線に指定されたとしても事業化しない場合はあるのか。	第三次事業化計画において優先整備路線に指定されていて事業化に至らなかった路線もあります。
2	これまでの事業化計画に示された路線が事業化されていないのはなぜか。	事業化前に住民と合意されない場合もありますが、人員や財政などの問題が複合的に絡み合っている場合もあります。
3	優先整備路線の中でもまた優先順位があるということか。	そのとおりです。
4	基本構想（案）2ページでは3・4・16号線の計画幅員は16mとなっているが、そのうち歩道は何mになる予定か。	片側3.5mを想定しております。
5	自転車走行空間を設ける予定はあるか。あるとすれば何m確保されるのか。	詳細については今後の基本設計において検討するものですが、車道部において1.5m程度を理想として自転車走行空間を整備することを検討しております。
6	東京都施行の都市計画道路の整備状況によって狛江市施行の3・4・16号線の整備に遅れが生じることはあるのか。	東京都施行の3・4・2号線（水道道路）と狛江市施行の3・4・16号線と足並みを揃え、協働していくことで協議済みであると狛江市は認識しており、基本計画（案）においても、引き続き東京都と調整を進めるものとしております。
7	基本計画（案）45ページには、木造住宅密集市街地の解消等について記述されているが、木造住宅の建築ができなくなるということか。	都市計画道路の整備においては、面的な考えのもと地域の抱える問題を住民の方と協働で解消していく必要があると考えております。基本計画（案）に示しているまちづくりのルールはあくまでも例示であり、地区計画等で制限しなければ、一定の条件のもと木造住宅の建築は可能です。
8	基本計画（案）11ページには、誘導容積型地区計画の活用による容積率の緩和や、用途地域等の見直しについて記述されているが、44ページの木造住宅密集市街地の解消の考え方と矛盾しているのではないか。	幹線道路が整備される際は周辺の状況に応じて、用途地域等を適時適切に見直すことを検討します。例えば、基本計画（案）50ページに記載しているとおり、将来は既存の用途地域の境を変更する等の整理が必要です。住民の方と、適切なルールづくりのもと、地域の抱える問題を解決していく必要があると考えます。

番号	内容	回答
9	都市計画道路の整備においては周辺の建物について考慮しなければならないが、既に整備が完了している部分についてはどのように対応しているのか。	幹線道路の整備と連動し、建物の防火や建替え促進等の問題について検討しなければなりません。現状、3・4・16号線の周辺は防火の指定がないところが多く木造住宅が多くあります。これまでの事例では、沿道20mまでの用途地域は第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%を上限とし、準防火地域を導入する方向で検討する等が考えられます。狛江市用途地域等に関する指定方針及び指定基準に則って用途地域等の変更を検討する必要がありますが、具体的な検討は今後の課題であると考えます。
10	七差路付近においては、道路の幅員を広げる他に対策はないのか。	交通安全対策としては、既に事業化している区間（電力中央研究所前）について、警視庁と協議し、七差路付近では、電力中央研究所前側に信号機を新設する予定となっております。また、無電柱化により歩道を広く使えるよう安全対策を講じます。
11	ロータリーを整備する予定はあるか。	ロータリーの整備予定はございません。